

令和8年度仙台市中高生年代の居場所づくりモデル事業運営業務委託 事業者募集要項

1 本要項の目的

本要項は、中高生年代の居場所づくりモデル事業運営業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2 業務委託の概要

(1) 業務委託の名称

令和8年度仙台市中高生年代の居場所づくりモデル事業運営業務委託

(2) 業務内容

「令和8年度仙台市中高生年代の居場所づくりモデル事業運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

(4) 提案上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当課

仙台市子ども若者局子ども若者企画部子ども若者政策課
住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号
電話/FAX：022-214-8687/022-214-8784
電子メール：kod006060@city.sendai.jp

3 参加要件

以下の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 仙台市内に本店、支店又は事業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4第1項各号に該当しないこと。
- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て中又は更生手続き中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て中又は再生手続き中でないこと。
- (6) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）により指名の停止を受けていないこと。
- (7) 仙台市税、消費税・地方消費税のいずれについても滞納していないこと。（仙台市税が課税されていない者は、主たる事業所が所在する市町村が課する市町村税を滞納していないこと）

(8) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下のすべての要件を満たしていること

- ア すべての構成員が、上記(1)から(7)に掲げる要件を満たしていること。
- イ 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
- ウ 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
- エ 本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
- オ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
- カ 本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時までは、構成員の変更がないこと。

4 契約までのスケジュール(予定)

- (1) 募集開始(公告) : 令和8年6月5日(金)
- (2) 質問受付期限 : 令和8年6月10日(水) 17時必着
- (3) 質問に対する回答 : 令和8年6月12日(金)
- (4) 参加表明・応募書類提出期限 : 令和8年6月22日(月) 17時必着
- (5) 審査会(プレゼンテーション) : 令和8年6月25日(木) 午後
- (6) 受託候補者特定結果通知 : 令和8年6月29日(月)
- (7) 委託契約の締結 : 令和8年7月中

5 質問受付及び回答

(1) 質問受付

- ア 受付期限 : 令和8年6月10日(水) 17時まで
- イ 提出先 : 本要項2(5)の担当課宛て
- ウ 提出方法 : 電子メール
- エ 記載事項 : 質問者の法人名、部署、氏名、連絡先電話番号、質問内容
- オ 留意点
 - ・質問書は任意様式とする。
 - ・電子メール以外での質問は受け付けない。
 - ・電子メールのタイトルは「令和8年度仙台市中高生年代の居場所づくりモデル事業運営業務委託に関する質問(法人名)」とすること。
 - ・評価及び審査に関する質問には回答しない。
 - ・質問書の内容に疑義が生じた場合は、本市より質問者へ問い合わせをする場合がある。

(2) 回答

- ア 回答日 : 令和8年6月12日(金)
- イ 回答方法 : 本市ホームページに回答を掲載
- ウ 留意点
 - ・仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。
 - ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

- ・質問者の法人名等については公表しない。

6 本プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

(1) 参加表明書、企画提案書、見積価格提案書等の提出

ア 提出期限：令和8年6月22日（月）17時まで

イ 提出先：本要項2(5)の担当課宛て

ウ 提出方法：電子メール

- ・電子メールのタイトルは「令和8年度仙台市中高生年代の居場所づくりモデル事業 企画提案（法人名）」とすること。
- ・電子メールにてデータを送付後、本要項2(5)の担当課宛てに送付した旨を電話し、受領の確認を行うこと。

エ 提出書類

<参加表明に係る書類>

- ・様式1「参加表明書」：1部
- ・様式2「共同事業体結成に係る届出書」（共同事業体の場合のみ）：1部
- ・様式3「暴力団排除に係る誓約書」：1部
- ・仙台市税（又は現在の主たる事業所所在地市町村税）の納税（非課税）証明書：1部（写し可）
- ・消費税及び地方消費税の納税（非課税）証明書：1部（写し可）
※上記の納税（非課税）証明書は提出日前30日以内に交付を受けたものに限る。
- ・履歴事項全部証明書：1部（写し可）
- ・定款又は寄付行為の写し：1部
- ・法人の概要が分かる資料（パンフレット等）：1部

<企画提案書、見積価格提案書に係る書類等>

- ・様式4「企画提案書等提出書」：1部
- ・企画提案書（任意又は様式5）：正本1部、副本1部
- ・見積価格提案書：正本1部、副本1部

(2) 作成方法

<企画提案書>

ア 提出様式

様式は任意又は様式5とする。規格はA4判（カラー可）で作成すること。

イ 記載内容

下記の項目を盛り込むとともに、別紙2「評価基準票」の評価項目に沿った記載順となるよう留意すること。

- ・本業務の実施にあたっての基本的な考え方、方針
- ・法人の事業概要、組織体制及び業務の管理運営体制
- ・本業務に類似する中高生年代の居場所づくりに関する事業の実績

- ・本業務を実施する人員体制（責任者の配置や配置職員数、各職員の役割等）
- ・配置職員の有する資格、経験、知見等

ウ 提案を求める内容

- ・開設日時（仕様書5（2）①(ア)及び(イ))について具体的な手法を提案すること。
- ・「わかプレ」関係者（仕様書5（2）②（ウ））との具体的な連携方法や役割分担について提案すること。
- ・その他イベント等（仕様書5（2）③（ウ））について、その実施内容及び期待される効果について具体的に提案すること。
- ・本業務の実施場所の特性や利用者のニーズ等を踏まえ、開設時に整備する備品の内容、数量及び配置（レイアウト）を提案すること。
- ・利用者からの意見を効果的に聴取する方法や、聴取した意見を本業務の運営に反映させる仕組みを提案すること。
- ・利用者及びその保護者に対して効果的な広報（媒体、実施時期、頻度、手法及び内容）を提案すること。

※提案内容については、実現可能性等を十分に考慮したものとする。

エ 留意点

- ・正本にのみ法人名を記載し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
- ・企画提案書には目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。
- ・本市は提出された企画提案書等に基づき評価を行うため、評価項目に対する提案内容を漏れなく記載すること。また、企画提案書の内容は、見積価格の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。
- ・企画提案書には、難解な語句等に注釈や解説を加え、必要に応じて図表等を用いる等、可能な限り簡潔かつ明瞭で専門的な知識を持たない者でも理解しやすい表現で記述すること。
- ・仕様書等の全面的な引用又は「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。
- ・他の提案者が提案すると想定する方式等との比較を具体的に記述するなど、本市が的確に評価できるように工夫すること。
- ・実現方法や対応策等について、複数の内容を提案する場合は、本業務においてすべての提案を実施するのか、又は選択して実施するのかを明記すること。なお、選択して実施する場合は、そのメリットやデメリット、制限事項等、本市がいずれかの方法等を選択する際の判断要素について、関連する他の提案内容と齟齬のないよう留意のうえ記述すること。
- ・企画提案書の記述において、複数の解釈ができる場合は、そのいずれの方法でも実現を保証したものとみなすものとする。

<見積価格提案書>

- ア 提出様式：様式は任意とする。
- イ 留意点

- ・見積価格は、本業務に要するすべての経費を含めること。
- ・正本のみに法人名を記載し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
- ・提案した内容で業務を行う前提で見積もること（消費税及び地方消費税を含む）。

(3) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した者が参加を辞退する場合は、以下により速やかに書類を提出すること。

ア 提出先 : 本要項2(5)の担当課宛て

イ 提出書類 : 様式6「辞退届」

ウ 提出方法 : 電子メール

- ・電子メールにてデータを送付後、本要項2(5)の担当課宛てに送付した旨を電話し、受領の確認を行うこと。

7 受託候補者の選定方法

以下により受託候補者を選定する。

(1) 審査方法

本市において審査委員会を設置し、企画提案書等について審査を行う。審査委員の合計得点が最も高く、かつ、審査委員の持ち点(100点)の合計の6割以上を満たす提案をした者を本業務の受託候補者として特定する。ただし、審査委員の合計点が6割以上に満たない場合は、協議の上、適格者無しとして再度候補者の募集等を行う場合がある。

(2) 企画提案書の評価基準

別紙2「評価基準票」に基づき評価する。審査委員の合計得点と同じ者が複数いる場合、以下の評価項目における合計得点が高い者を上位とする。

- ・第一優先項目 「提案内容」
- ・第二優先項目 「事業者の運営体制及び事業実績」
- ・第三優先項目 「付加提案・価格」

(3) プレゼンテーション実施

ア 日時 : 令和8年6月25日(木)午後(予定) ※詳細は参加表明書提出者に別途通知する。

イ 場所 : 仙台市役所本庁舎2階会議室(仙台市青葉区国分町三丁目7番1号)

※プレゼンテーションの時間は1者あたり10分以内、質疑応答10分程度とする。使用する説明資料は、提出された企画提案書及び見積価格提案書のみとし、新たな説明資料を追加することはできない。詳細は別途通知する。

※出席者は、プレゼンテーションを行う者を含め3名以内とする(共同事業体の場合も同じ)。

※応募多数の場合は、企画提案書等による書類選考により、プレゼンテーション対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果、プレゼンテーション対象とならな

かった提案者に対しては、電子メール及び書面により通知する。

(4) 審査の除外

以下のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が、参加資格を失った場合には、次点の者と手続を行う。

- ・提出書類について、定められた体裁、提出様式の記載すべき事項等に適合しない場合
- ・見積価格（税込）が本要項2（4）に記載している提案上限額を上回っている場合
- ・提出期限を過ぎて提出された場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・本要項3に記載している参加資格要件を満たさない者又は受託候補者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者による提案
- ・その他企画提案に関する条件に違反した提案

(5) 結果の通知

- ・すべての提案者に審査の結果を郵送により通知する。また、契約締結後、受託者を本市ホームページで公表する。
- ・特定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を含む。）に、書面により、本市に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- ・本市が非特定理由についての説明を求められたときは、本市は、その翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く。）に、書面にて回答する。ただし、特定結果に関する異議申し立て、プロポーザル参加者に関する情報、他の提案者の企画提案に関する情報、プロポーザルの各評価基準の得点の内訳等に関する問い合わせは受け付けない。

8 契約締結

(1) 受託候補者との協議等

本市は、受託候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議し、仕様書を作成の上、見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。なお、提出された企画提案書等の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議の上、企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

受託候補者との協議が不成立の場合は、次点の者を受託候補者として協議を行うものとする。

(2) 委託費の支払い

委託費は原則として一括払いとするが、契約書に基づき、区分払も可能とする。

9 留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出等、企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 受託候補者に特定されなかった提案者の企画提案書及び見積価格提案書は返却せず、受託候補者特定後、速やかに本市の責任において処分する。その他提出された書類は、原則と

して仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台条例第 80 号）の対象文書となる。

- (3) 本市は提出された資料について、本業務の受託候補者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 提出期日以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。なお、提出書類以外に審査に必要な書類の提出を本市から求める場合がある。
- (5) 本業務の受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的かつ有効に行う上で必要と思われる場合には、本市と協議の上、あらかじめ承認を受けて業務の一部を委託することができる。
- (6) 本業務に実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他の関係法令を遵守すること。